

受講のご案内

建設業で働く皆さんへ

『危険ゼロ』の職場は、 資格の取得から。

法令で定められている技能講習、特別教育などを受講し、
安全作業に必要な知識と技能を身につけましょう！

INFORMATION

- 厚生労働省労働基準局安全衛生部長
通達「携帯用丸のこ盤」を使用する
作業に従事する者に対する安全教育
の徹底について!!

～特別教育に準じた教育に～

厚生労働省は、建設業等で広く使用されている携帯用丸のこ盤による労働災害が後を絶たないことなどから、「携帯用丸のこ盤を使用して作業を行う者に対する安全教育カリキュラム」を定め、この教育を新たに「特別教育に準じた教育」と位置づけ、通達を発出した。

なお当協会では、同カリキュラムに対応した建設企業向けの安全教育用テキスト「丸のこ等取扱作業の安全」を発刊。この教育には、本テキストのご活用をおすすめ!!

- チェーンソー以外の振動工具の取扱い
業務に係る振動障害予防対策指針が
改正!! ～新指針で安全衛生教育を推進～

厚生労働省は、指針の改正に併せて「チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する振動障害防止のための安全衛生教育実施要綱」の教育科目の一部を改正し、通達を発出した。これを受け、当協会では、新指針に基づく安全衛生教育用テキスト（特別教育に準じた教育／管理者用・作業用）を発刊。新指針に基づく教育には、本テキストのご活用をおすすめ!!

- 車両系建設機械(締固め用)特別教育
用テキスト『ローラー運転者必携』を
改訂!!

改訂内容は、①動力伝達方式が機械式から油圧式へ変化したこと、②機械の多機能化・高性能化などへの対応によるもの。ローラー特別教育には、本テキストのご活用をおすすめ!!

- 国土交通省通達「平成22年度における建設
工事事故防止のための重点対策の実施につ
いて」の中で、引き続き、建設従事者教育や能
力向上教育の再教育等の推進が示された。

- 当協会都道府県支部では、都道府県労働局長
の「登録教習機関」として、労働安全衛生法で
定める作業主任者技能講習・運転等技能講習
などの各種安全衛生教育を実施しています。
修了者には「修了証」を交付します。

技能講習修了証 (例)



(この技能講習修了証の形態は、一例を示すもので、都道府県支部によって、写真の有無等様式が異なります。)



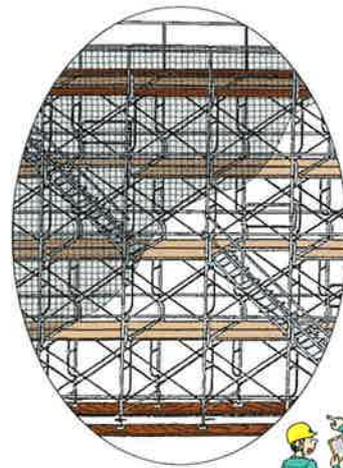
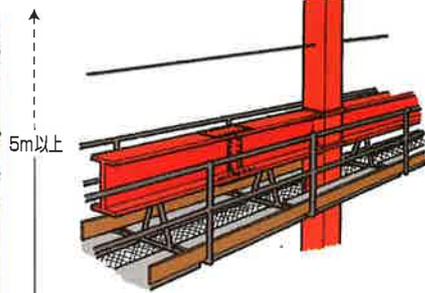
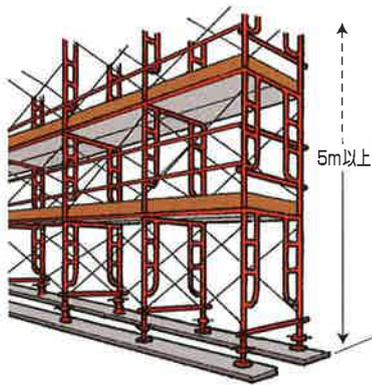
けんせつぎょうろうどうさいがいぼう しきょうかい

建設業労働災害防止協会 (略称: 建 災 防)

建災防は、建設業を営む事業主の皆さんが会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として、労働災害防止団体に基づいて設立された団体です。

足場の組立て等作業 (安衛則565)

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業



技能講習用



- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育用テキスト(7時間教育)
- ・施工管理者等のための足場点検実務者研修用テキスト(4時間教育)

技能講習

受講資格：①足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上従事した経験を有する者

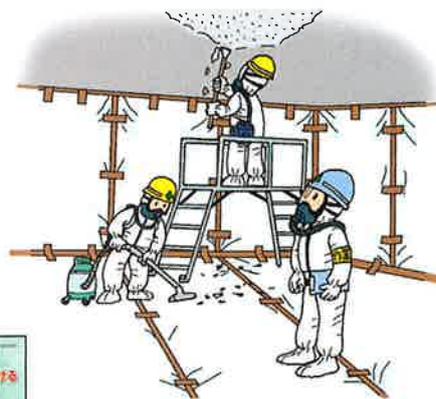
②大学、高等学校等において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更の作業に2年以上従事した経験を有する者

③その他

石綿の取扱い作業 (石綿則19) (持) (安衛則36(37), 石綿則27)

石綿の取扱い作業及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業

技能講習……受講資格：なし



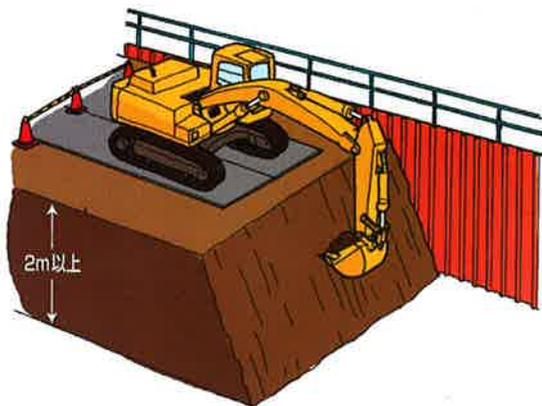
技能講習用補助テキスト



特別教育用

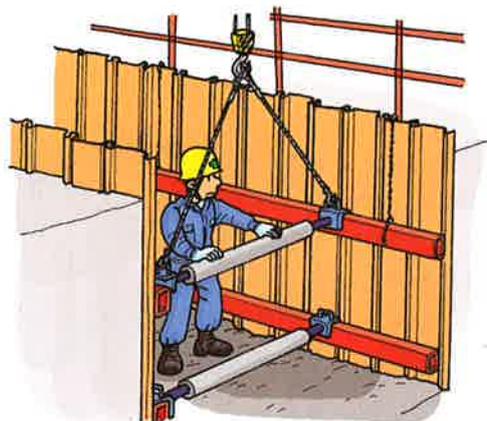
地山の掘削作業 作 (安衛則359)

掘削面の高さが2m以上の地山の掘削作業



土止め支保工の組立て等作業 作 (安衛則374)

土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け又は取りはずしの作業



技能講習用

技能講習 (地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習)

受講資格：①地山の掘削作業又は土止め支保工の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者

②大学、高等学校等において土木、建築又は農業土木を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の組立て等の作業に従事した経験を有する者

③その他

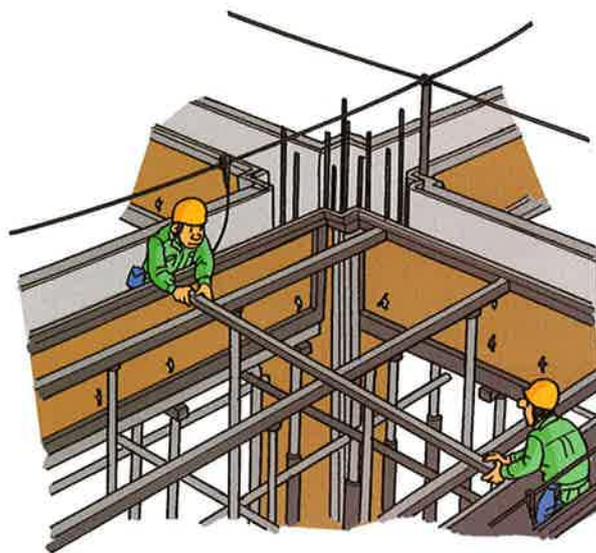
作業主任者の選任にあたっては、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」修了者の中から、作業に応じて「地山の掘削作業主任者」又は「土止め支保工作業主任者」を選任することとなります。

型枠支保工の組立て等作業 作 (安衛則246)

型枠支保工の組立て又は解体の作業



技能講習用



技能講習

受講資格：①型枠支保工の組立て又は解体の作業に3年以上従事した経験を有する者

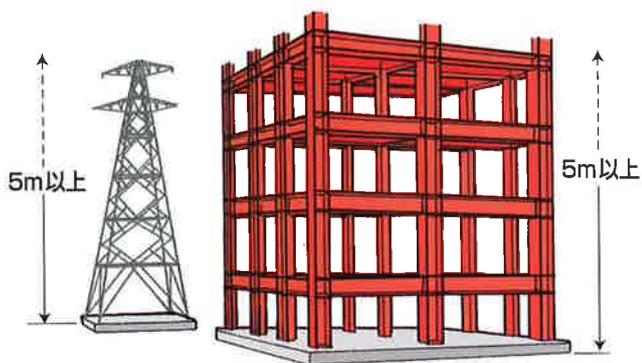
②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体の作業に従事した経験を有する者

③その他

建築物等の鉄骨の組立て等作業

作 (安衛則517の4)

建築物の骨組み等で金属製の部材により構成されるもの(高さが5m以上)の組立て、解体又は変更の作業



技能講習

- 受講資格：①建築物等の鉄骨の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
 ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
 ③その他

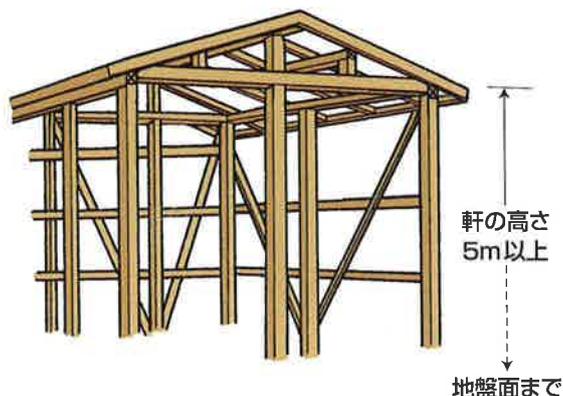


技能講習用

木造建築物の組立て等作業

作 (安衛則517の12)

軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付け作業



技能講習

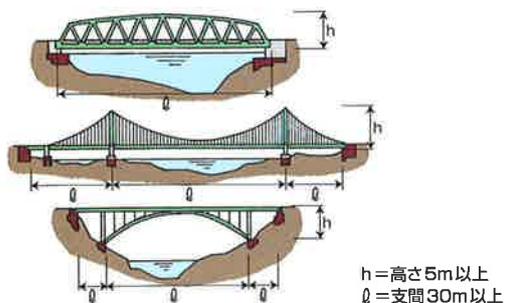
- 受講資格：①木造建築物の構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
 ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上木造建築物の構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者
 ③その他



技能講習用

鋼橋の架設等作業 作 (安衛則517の8)

上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業



技能講習

- 受講資格：①鋼橋架設等の作業に3年以上従事した経験を有する者
 ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有する者
 ③その他

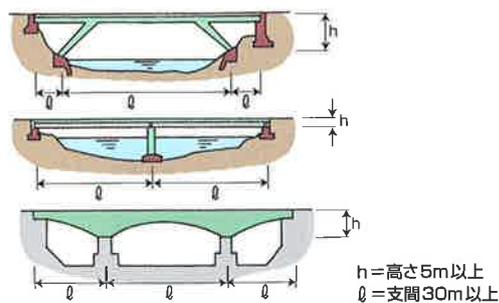


技能講習用

コンクリート橋の架設等作業

作 (安衛則517の22)

上部構造の高さが5m以上又は支間が30m以上のコンクリート橋の架設又は変更の作業



技能講習

- 受講資格：①コンクリート橋架設等の作業に3年以上従事した経験を有する者
 ②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有する者
 ③その他



技能講習用

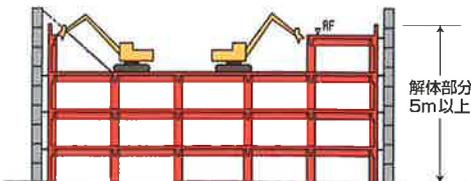
コンクリート造の工作物の解体等作業

作(安衛則517の17)

高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業

技能講習

受講資格：①コンクリート工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者
②大学、高等学校等において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
③その他



技能講習用

有機溶剤の取扱い作業

作(有機則19)

特(昭和59年6月29日付け基発第337号)

屋内作業場やタンクの内部などで、有機溶剤を取扱う作業

技能講習……受講資格：なし

特別教育に準じた教育



特別教育に準じた教育用

第1種又は第2種酸素欠乏危険作業 作(酸欠則11) 特(安衛則36②⑥,酸欠則12)

第一種、又は第二種酸素欠乏危険場所での作業

技能講習……受講資格：なし

第1種酸素欠乏危険作業：雨水などが滞留している暗きよ、マンホールの内部など安衛法施行令別表第6に定める場所における作業で、第2種酸素欠乏危険作業以外の作業(酸欠則第2条 第7号)

第2種酸素欠乏危険作業：酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所での作業(酸欠則第2条 第8号)



技能講習用



すい道等の掘削作業 作(安衛則383の2) 特(安衛則36③④)

すい道等の掘削、ずり積み、すい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付け作業



技能講習用
(山岳トンネル工事用)
(シールド・推進工事用)



技能講習

受講資格：①すい道等の掘削等の作業に3年以上従事した経験を有する者
②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上すい道等の掘削等の作業に従事した経験を有する者
③その他

すい道等の覆工作業 作(安衛則383の4) 特(安衛則36③④)

すい道等の型枠支保工の組立て、移動、解体、コンクリート打設等の作業

技能講習

受講資格：①すい道等の覆工の作業に3年以上従事した経験を有する者
②大学、高等学校等において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上すい道等の覆工の作業に従事した経験を有する者
③その他



技能講習用



特別教育

すい道等の掘削作業又はこれに伴うずり積み、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の業務



特別教育用
(推進工事編)



特別教育用
(山岳編)

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転

技（安衛則41） 特（安衛則36⑨）

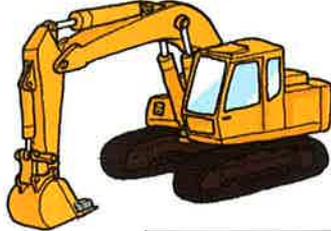
技能講習……受講資格：なし

機体重量

3t以上 技能講習修了者

3t未満 特別教育修了者

ブルドーザー
モーターグレーダー
トラクター・ショベル
ずり積機
スクレーパー
スクレープ・ドーザー
パワー・ショベル
ドラグ・ショベル
ドラグ・ライン
クラムシェル
バケット掘削機
トレンチャー



技能講習用

車両系建設機械（解体用）の運転

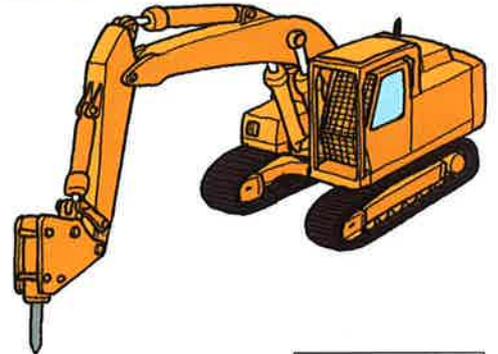
技（安衛則41） 特（安衛則36⑨）

技能講習……受講資格：なし

機体重量

3t以上 技能講習修了者

3t未満 特別教育修了者



機体重量



技能講習用

高所作業車の運転

技（安衛則41） 特（安衛則36 10⑤5）

技能講習……受講資格：なし



10m以上 技能講習修了者

10m未満 特別教育修了者



特別教育用



技能講習用

不整地運搬車の運転

技（安衛則41） 特（安衛則36 5③3）

技能講習……受講資格：なし

最大積載量

1t以上 技能講習修了者

1t未満 特別教育修了者



技能講習用

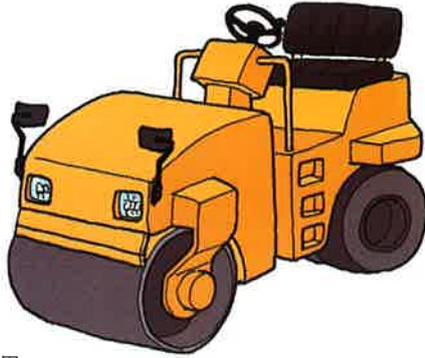
ローラー(車両系建設機械締固め用)の運転

持(安衛則36⑩)

タイヤローラー
振動ローラー
ロードローラー
ハンドガイドローラー



特別教育用



車両系建設機械(基礎工事用)の運転

技(安衛則41) 持(安衛則36⑨)

技能講習……受講資格：なし

機体重量

3t以上 技能講習修了者

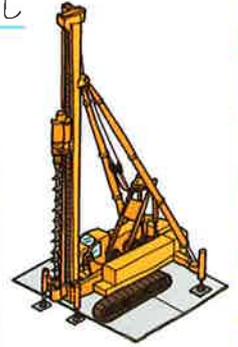
3t未満 特別教育修了者



特別教育用



特別教育用(穴掘建柱車関係)



移動式クレーンの運転

免(ク則68) 技(ク則68)

持(安衛則36⑬,ク則67)

免許試験……受験資格：なし

技能講習……受講資格：なし

つり上げ荷重

5t以上 免許取得者

1t以上5t未満 技能講習修了者

1t未満 特別教育修了者

トラッククレーン
ホイールクレーン
クローラクレーン
鉄道クレーン
浮きクレーン



玉掛けの業務

技(ク則221)

持(安衛則36⑱,ク則222)

技能講習……受講資格：なし

つり上げ荷重

1t以上 技能講習修了者

1t未満 特別教育修了者



ガス溶接の業務

技(安衛則41)

技能講習……受講資格：なし



ちよつと一息Q&A 「チェーンソー以外の振動工具の安全衛生教育」について

Q 指針が改正されたと聞いておりますが、「チェーンソー以外の振動工具の取扱作業者に対する安全衛生教育」のカリキュラムに変更はありますか？

A 教育カリキュラムは、労働省労働基準局長通達「チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育の推進について」(昭和58年5月20日付け基発第258号。以下「258号通達」)で、下表のとおり定められております。

今回、指針が改正されましたが、カリキュラム自体は、285号通達で示されたカリキュラムに変更はありません。

なお、教育を行う場合は、改正指針で示された周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値及び振動ばく露時間で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値(日振動ばく露量A(8))等に基づく振動障害予防対策を、科目「2. 振動障害及びその予防に関する知識」の範囲「振動障害の予防措置」に盛り込むことが必要となります。

詳しくは、「振動工具取扱作業者等に対する安全衛生教育の推進について」(平成21年7月10日付け労働衛生課長事務連絡)を参照してください。

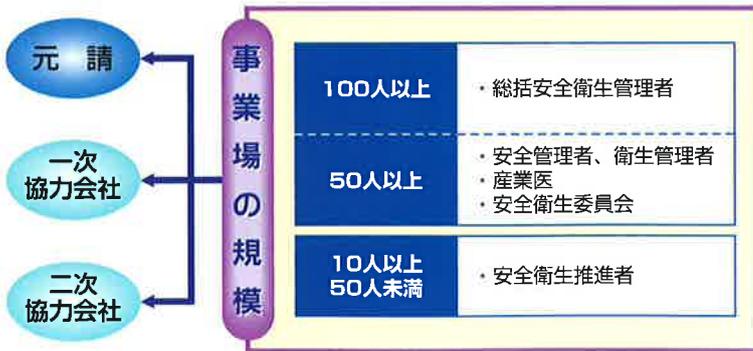
なお、当協会では、改正指針に対応したテキストを作成し、都道府県支部で「振動障害取扱作業者に対する教育(特別教育に準じた教育)」を実施しておりますので、ご活用ください。実施支部等は、当協会HP(<http://www.kensaibou.or.jp>)を参照してください。

表 カリキュラム

科目	範囲	時間
1. 振動工具に関する知識	振動工具の種類及び構造	1時間
	// の選定方法	
	// の改善	
2. 振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状	2.5時間
	// の予防措置	
3. 関係法令等	労働安全衛生法・労働安全衛生法施行令等中の関係条項及び関係通達中の関係事項等	0.5時間

建設工事現場における安全衛生管理体制

工事現場における労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、現場の規模、事業内容及びそれぞれの事業場の規模等に応じて、安全衛生管理を担当する者の選任を義務づけています。



労働安全衛生法に基づく工事現場の安全衛生管理体制 (例)

工事現場の規模

- 50人以上 (すい道、圧気、一定の橋梁工事では30人以上)
 - ・ 統括安全衛生責任者 (元請)
 - ・ 元方安全衛生管理者 (元請)
 - ・ 安全衛生責任者 (協力会社)
- 20人以上 50人未満 (すい道、圧気、一定の橋梁工事は、30人未満、鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事)
 - ・ 店社安全衛生管理者 (元請)

元請会社A
〔常時20人の社員を使用する場合〕

- 統括安全衛生責任者 (安衛法第15条)
- 元方安全衛生管理者 (安衛法第15条の2)
- 安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)
- 元請会社社員

災害防止協議会 (安衛法第30条) (安全衛生協議会)

協力会社B (一次)
〔常時60人の直備労働者を使用する場合〕

- 安全管理者 (安衛法第11条)
- 衛生管理者 (安衛法第12条)
- 産業医 (安衛法第13条)
- 安全衛生責任者 (安衛法第16条)
- 作業主任者 (安衛法第14条)
- 職長 (安衛法第60条)
- 安全衛生委員会 (安衛法第19条)
- 作業者 (作業指揮者) (監視人) など

協力会社C (一次)
〔常時20人の直備労働者を使用する場合〕

- 安全衛生責任者 (安衛法第16条)
- 安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)
- 作業主任者 (安衛法第14条)
- 職長 (安衛法第60条)
- 作業者 (作業指揮者) (監視人) など

協力会社D (二次)
〔常時8人の直備労働者を使用する場合〕

- 安全衛生責任者 (安衛法第16条)
- 作業主任者 (安衛法第14条)
- 職長 (安衛法第60条)
- 作業者 (作業指揮者) (監視人) など

すべての混在現場

- ・ 災害防止協議会 (元請・協力会社) (安全衛生協議会)

職 長 (安衛法第60条)

職務：作業方法の決定及び労働者の配置など

対象教育：職長・安全衛生責任者教育



職長・安全衛生責任者教育用



職長及び安全衛生責任者レベルアップ用

安全衛生責任者 (安衛法第16条)

職務：統括安全衛生責任者との連絡など

選任すべき対象事業場：

元請において、統括安全衛生責任者を選任すべき現場において仕事を行う関係請負人

対象教育：職長・安全衛生責任者教育

統括安全衛生責任者 (安衛法第15条)

職務：協議組織の設置、運営など特定元方事業者の講ずべき事項の統括管理

選任すべき対象現場：

同一の場所で、元請・協力業者を合わせて常時50人以上の労働者が混在する現場

対象教育：統括安全衛生責任者講習

建災防では、同一の場所で、元請・協力業者を合わせて常時50人未満の統括管理が必要な建設現場の現場管理者（作業所長等）を対象に、「現場管理者統括管理講習」を実施しています。



現場管理者統括管理講習用

安全管理者 (安衛法第11条)

職務：施工計画などを策定し、リスクアセスメントの実施など安全に関する技術的事項の管理

選任すべき対象事業場：

常時50人以上の労働者を使用する事業場

選任時の教育：

安全管理者選任時研修



安全管理者選任時研修用

安全衛生推進者 (安衛法第12条の2)

職務：危険又は健康障害を防止するための措置に関することなど

選任すべき対象事業場：

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

対象教育：

安全衛生推進者能力向上教育



能力向上教育（初任時）用

店社安全衛生管理者 (安衛法第15条の3)

職務：建設現場の統括安全衛生管理を行う者に対する指導など

選任すべき対象事業場：

●労働者数が常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事を行う事業場

●労働者数が常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、圧気工法により作業を行う仕事、一定の場所での橋梁の建設工事を行う事業場

対象教育：

店社安全衛生管理者能力向上教育



能力向上教育（初任時）用